

平成 26 年 4 月 2 日

衆議院文部科学委員会における参考人意見陳述

一般社団法人 日本書籍出版協会
理事長 相賀昌宏

現在、急速に拡大しつつある電子書籍の流通に対応して、著作権の整備等を目的とした著作権法の一部を改正する法案が本国会において審議され、法改正が行われる見通しとなっていることは、デジタル時代に対応した法整備の始まりとして、たいへん意義深いことであると考えます。

法案作成に向け、昨年、9 回におよぶ「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会」において論議を積み上げていただいた著作者団体をはじめ、法曹関係者、関係各機関の方々のご尽力に感謝申し上げます。

また、今回の法改正につきましては、そもそもの問題提起に始まり、最終的な条文案の細部に至るまで、「電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟」の皆さまに論議をリードしていただきました。ここにあらためて謝意を表させていただきます。

私たち出版者は、紙の書籍に加え、電子書籍が普及する時代においても、これまでと同様、出版活動に持てる力を尽くして読者や著作者に対する責任を果たしてまいる所存です。この「出版」という行為の社会的意義について、昨年末に公表された前述の小委員会「報告書」では、「我が国の文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり、出版は重要な役割を担い、我が国の活力ある社会の実現に寄与してきた」と述べた上で、「電子出版」については「電子書籍の企画・編集から配信に至る行為をすること」と定義しています。

これらの点を踏まえて、本国会審議の過程において、是非とも以下のような点が立法趣旨として明確に示されることを、出版界として希望しております。

一つには、現行著作権に対する一般的な解釈である「著作権者となり得るのは、自ら出版することを予定し、かつその能力を有する者」という法解釈が「電子書籍に対応する著作権」に関しても維持されること。

二つ目に、デジタル海賊版による権利侵害行為が国の内外において横行している現状に鑑み、今回の改正法のもとで、紙の出版物をスキャンしたデジタル海賊版に出版者自らが対抗するための方法と法的根拠が具体的に示されること。

また、この点については今後、さまざまな技術の進展によって新たな侵害形態が登場する危険性が大いにありますので、今回の法改正成立後も、引き続き有効な対抗策が法的に保証されるよう、立法府におけるさらなる検討をお願いいたします。

出版文化は、我が国のあらゆる文化を支える基盤となっています。私たち出版者は、今回の法改正を契機に、さらに豊かで開かれた出版文化を発展させるべく、著作者や書店、取次会社、印刷会社など関係各位と緊密に連携し、尽力してまいりたいと考えております。

以 上